

令和元年5月9日

社会福祉法人 呉市社会福祉協議会

一般事業主行動計画の作成について（公表）

このことについて、次世代育成支援対策推進法第12条の規程に基づき、次のとおり、「一般事業主行動計画」を作成しましたので、公表いたします。

～「一般事業主行動計画」とは～

企業が「次世代育成支援対策推進法」により、従業員の仕事・子育ての両立を図るために策定する計画のことです。

常時雇用する従業員が101人以上の企業（本会が該当します。）については、この行動計画の作成・届出を行うとともに、一般への公表・従業員への周知が同法で義務付けられています。

内容は、

- 1 雇用環境の整備に関する事項（育児をしている職員に対する取組・育児をしていない従業員も含めて対象とする取組）
- 2 その他の次世代育成支援対策（自社の従業員に限定しない雇用環境整備以外の取組）
を参考に作成することとなっています。

以上の事項に基づき、本会では次のとおり計画を作成しましたので、公表いたします。

（計画期間）平成31年4月1日～令和3年1月31日まで

（内 容）目標1：職員の時間外労働短縮のための取組を行う。

目標2：女性が働きやすい職場の環境作りの取組を行う。

※詳細については別紙「社会福祉法人 呉市社会福祉協議会行動計画」に記載。